

第Ⅱ編

充実した教育活動のために

第1章 教育活動の意義

1 〈教育〉という営為

〈教育〉：educationという言葉はラテン語 educere で「引き出す」という言葉を語源とするが、〈教育〉という営為は、そもそもどんなことをすることなのだろうか。

これについて、例えば、「人を人にすること」（大田堯）、「子供の持っている無限の可能性を引き出し、形にして、そのことによって子供の成長を助けること」（斎藤喜博）、「人間をつくること」（ルソー）など様々な解釈がある。教育基本法では、教育の目的を「人格の完成」と「平和的で民主的な国家及び社会の形成者の育成」と規定している（第1条）。このように、〈教育〉についての様々な解釈がある中で、共通していえることは、もともと自分一人では生命を維持することができない生物であるヒトを、大人たちは一人の独立した人間に育てることで人類の歴史を作ってきたということではないだろうか。

2 学校という制度

〈学校〉は一つの社会制度である。これまでの日本の学校教育の歴史から、その時世の社会的・時代的背景等の影響を受けていたことがわかる。

明治5年（1872年）の学制によって日本の近代学校制度がスタートした。

大正デモクラシー期には一部の地区や学校では自学中心の学習など、自主的な教育運動が展開されたが、昭和16年（1941年）から国民学校令が施行され、小学校が国民学校と呼ばれるようになった。

学校教育の内容の方向性を示す学習指導要領は昭和22年（1947年）に「一般編・試案」として発行され、その後、ほぼ10年毎に改訂されている。

3 今、学校教育に求められるもの

現行学習指導要領は、平成29年（2017年）から順次改訂が公示され、令和6年（2024年）に高等学校まで完全実施に至った。これまで大切にされてきた、子供たちの「生きる力」を育むという目標に変わりはないが、一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すものとなっている。改訂のポイントの一つである「知識の理解の質を高め資質・能力を育む『主体的・対話的で深い学び』」については、その趣旨を十分に理解することが求められている

令和5年（2023年）に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、今後5年間の教育政策の方針が示された。そのコンセプトは「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」である。予測困難な時代、価値観が多様化する社会を生きていく子供たちのために、「今、学校教育に求められているものは何か」を常に考え、教育実践していくことが大切である。

《参考・引用文献》

- ・生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—」（答申）平成10年中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」（答申）平成10年
- ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教員の在り方について」（2次答申）平成9年
- ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教員の在り方について」（2次答申）平成8年
- ・中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（答申）平成20年2月
- ・幼稚園教育要領 文部科学省 平成29年3月
- ・小学校学習指導要領 文部科学省 平成29年3月
- ・中学校学習指導要領 文部科学省 平成29年3月
- ・特別支援学校学習指導要領等 文部科学省 平成29年4月
- ・高等学校学習指導要領 文部科学省 平成30年3月
- ・第4期教育振興基本計画 文部科学省 令和5年6月
- ・図解・表解 教育法規 教育開発研究所 令和6年